

改 正 案	現 行
1 地域 告示1の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。 <u>アイダホ州（ビンガム郡及びボンネビル郡を除く。）</u>、アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、モンタナ州、ワシントン州 2 指定生産地域等における調査 告示1の調査は、次により行うものとされた。 （1）生産ほ場（略） （2）種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場に植え付けるばれいしょ（以下「種ばれいしょ」という。）については、<u>アメリカ合衆国植物防疫機関が告示1に掲げる要件を満たしている地区として輸入期間の開始前に日本国植物防疫機関に通知した地域で生産され、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたばれいしょ</u>を使用すること。 （3）ばれいしょ生塊茎（略） 3 指定生産地域等における調査の結果及び種ばれいしょ生産履歴の保管 2の（1）及び（2）の調査の結果並びに種ばれいしょの生産履歴は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。 4～6 （略） 7 シストセンチュウが発見された場合の措置 告示1の調査又は告示3の（1）の検査の結果、シストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。	1 地域 告示1の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。 アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、モンタナ州、ワシントン州 2 指定生産地域における調査 告示1の<u>指定生産地域における</u>調査は、次により行うものとされた。 （1）生産ほ場（略） （2）種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場に植え付けるばれいしょ（以下「種ばれいしょ」という。）については、<u>指定生産地域において生産されたばれいしょであって、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたもの</u>を使用すること。 （3）ばれいしょ生塊茎（略） 3 指定生産地域における調査の結果及び種ばれいしょ生産履歴の保管 2の（1）及び（2）の調査の結果並びに種ばれいしょの生産履歴は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。 4～6 （略） 7 シストセンチュウが発見された場合の措置 告示1の<u>指定生産地域における</u>調査又は告示3の（1）の検査の結果、シストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。

8～14
(略)

別記様式 1 (1 関係)

指定生産ほ場リスト (指定・取消)

州	郡	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日

別記様式 2 (1 関係)

指定集荷こん包施設リスト (指定・取消)

州	郡	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日

8～14
(略)

別記様式 1 (1 関係)

指定生産ほ場リスト (指定・取消)

州	(新設)	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日

別記様式 2 (1 関係)

指定集荷こん包施設リスト (指定・取消)

州	(新設)	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日